新潟県

新潟県報

発行　新潟県
号外 1
令和３年10月26日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

条　　例

31　新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（ＩＣＴ推進課）
32　新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例（行政改革課）
33　新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例（畜産課）
34　新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）
35　新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（道路管理課）
36　新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例（下水道課）
37　新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（交通規制課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

１　所管区域の変更等
　地域振興に関する事務、県税に関する事務、農業に関する事務及び林業に関する事務の一部の所管区域の変更等をすることとしました。

２　施行期日
　この条例は、令和４年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

１　手数料の新設
　知事認定獣医師による豚熱予防注射の接種の開始に伴い、知事認定獣医師が注射する豚熱予防液の管理に係る手数料を新たに規定することとしました。(第２条関係)

２　施行期日
　この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第34号）

１　自動運行補助施設に係る占用料の規定の整備
　自動運行補助施設の設置のための占用に係る占用料に関する規定を整備することとしました。(別表関係)

２　施行期日
　この条例は、公布の日から施行することとしました。

条　　例

次に掲げる条例をここに公布する。

(1) 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(2) 新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例

(3) 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例

(4) 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(5) 新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

(6) 新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例

(7) 新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和３年10月26日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県条例第31号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項及び法第19条第11号に基づく個人番号（法第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（同条第８項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） **第４条**　法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の第１欄に掲げる執行機関が、同表の第３欄に掲げる執行機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 ２　（略）	（趣旨） **第１条**　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項及び法第19条第10号に基づく個人番号（法第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（同条第８項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） **第４条**　法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の第１欄に掲げる執行機関が、同表の第３欄に掲げる執行機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 ２　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第32号

新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例

新潟県地域振興局設置条例（平成13年新潟県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削り、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改　正　後

別表第２（第２条関係）

所掌事務	名　称	所管区域
(1) 広域的な見地から行う地域振興に係る施策の企画立案及び調整に関する事務 (2) 県税に関する事務（別表第３及び別表第４の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	（略）	
	新潟地域振興局	新潟市　三条市　加茂市　燕市　五泉市　佐渡市　西蒲原郡　南蒲原郡　東蒲原郡
	（略）	
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市

別表第３（第２条関係）

所掌事務	名　称	所管区域
県税に関する事務のうち次に掲げる事務 (1)～(4)　（略） (5) 県たばこ税（手持品課税に係るものを除く。）に関する事務	（略）	

別表第４（第２条関係）

所掌事務	名　称	所管区域

改　正　前

別表第２（第２条関係）

所掌事務	名　称	所管区域
県税に関する事務（別表第３及び別表第４の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）及び建築に関する事務	（略）	
	新潟地域振興局	新潟市　五泉市　東蒲原郡
	三条地域振興局	三条市　加茂市　燕市　西蒲原郡　南蒲原郡
	（略）	
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市
	佐渡地域振興局	佐渡市

別表第３（第２条関係）

所掌事務	名　称	所管区域
県税に関する事務のうち次に掲げる事務 (1)～(4)　（略）	（略）	

別表第４（第２条関係）

所掌事務	名　称	所管区域

軽油引取税に関する事務（別表第３の所掌事務の欄第４号に掲げる事務及び免税証の交付に関する事務を除く。）	（略）	
	新潟地域振興局	新潟市　五泉市　佐渡市　東蒲原郡
	（略）	
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市

別表第５（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
(1) 保健に関する事務 (2) 福祉に関する事務のうち母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務 (3) 環境に関する事務（別表第６の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	（略）	

別表第５の２（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
福祉に関する事務（別表第５の所掌事務の欄第２号に掲げる事務を除く。）	（略）	

別表第７　（略）

別表第８（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
(1) 地域農政の総合推進、農畜産物の生産振興等に関する事務であって規則で定めるもの (2) 建築に関する事務	新発田地域振興局	新発田市　村上市　阿賀野市　胎内市　北蒲原郡　岩船郡
	新潟地域振興局	新潟市　五泉市　東蒲原郡
	三条地域振興局	三条市　加茂市　燕市　西蒲原郡　南蒲原郡

軽油引取税に関する事務（別表第３の所掌事務の欄の(4)に掲げる事務及び免税証の交付に関する事務を除く。）	（略）	
	新潟地域振興局	新潟市　五泉市　東蒲原郡
	（略）	
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市
	佐渡地域振興局	佐渡市

別表第５（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
保健に関する事務（別表第５の３の所掌事務の欄に掲げる衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務	（略）	

別表第５の２（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
福祉に関する事務（別表第５の所掌事務の欄に掲げる福祉に関する事務を除く。）	（略）	

別表第５の３（第２条関係）

（略）

別表第７　（略）

	長岡地域振興局	長岡市　柏崎市　小千谷市　見附市　三島郡　刈羽郡
	南魚沼地域振興局	十日町市　魚沼市　南魚沼市　南魚沼郡　中魚沼郡
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市
	佐渡地域振興局	佐渡市

別表第８の２（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
林業に関する事務（別表第８の３の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	（略）	

別表第８の３（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
林業に関する事務のうち木材産業に関する事務	村上地域振興局	村上市　岩船郡
	新潟地域振興局	新潟市　新発田市　五泉市　阿賀野市　胎内市　北蒲原郡　東蒲原郡
	長岡地域振興局	長岡市　三条市　柏崎市　小千谷市　加茂市　見附市　燕市　西蒲原郡　南蒲原郡　三島郡　刈羽郡
	南魚沼地域振興局	十日町市　魚沼市　南魚沼市　南魚沼郡　中魚沼郡
	上越地域振興局	上越市　糸魚川市　妙高市
	佐渡地域振興局	佐渡市

別表第８（第２条関係）

所掌事務	名　称	所　管　区　域
林業に関する事務	（略）	

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

新潟県条例第33号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例（昭和31年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、知事認定獣医師（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が認定する団体に属する獣医師をいう。）が注射する豚熱予防液の管理に係る手数料の額は、１件につき60円とする。 ３　前２項により難いものについては、その都度知事が定める。	**第２条**　（略） ２　前項により難いものについては、その都度知事が定める。
第３条　手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。ただし、前条第２項の手数料については、この限りでない。	**第３条**　手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第34号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後

（占用料の減免）

第３条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 政令第11条の９第１項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用

(2)～(7)　（略）

別表（第２条関係）

占用物件				占用料 単位	所在地 市	所在地 町村
（略）						
法第32条第１項第２号に掲げる物件	（略）			（略）	（略）	（略）
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3	2
			その他のもの		10	7
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	770	600
		その他のもの	上空に	占用面積１平	480	370

改正前

（占用料の減免）

第３条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 政令第11条の８第１項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用

(2)～(7)　（略）

別表（第２条関係）

占用物件		占用料 単位	所在地 市	所在地 町村
（略）				
法第32条第１項第２号に掲げる物件	（略）	（略）	（略）	（略）

			設けるもの	方メートルにつき１年									
			地下に設けるもの		290	220							
	その他のもの				960	750							
法第32条第１項第４号に掲げる施設				（略）			法第32条第１項第３号及び第４号に掲げる施設		（略）				
（略）							（略）						
（略）							（略）						
備考　（略）							備考　（略）						

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第35号

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年新潟県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改　正　後	改　正　前
（車線等） 第４条　車道（副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、この限りでない。 ２～４　（略） ５　第３種第５級又は第４種第４級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。	（車線等） 第４条　車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、この限りでない。 ２～４　（略） ５　第３種第５級又は第４種第４級の普通道路の車道の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。
（副道） 第６条　（略） ２　副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、４メートルを標準とするものとする。	（副道） 第６条　（略） ２　副道の幅員は、４メートルを標準とするものとする。
第８条　（略）	第８条　（略）
（自転車通行帯） 第８条の２　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合	

においては、この限りでない。 ３　自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１メートルまで縮小することができる。 ４　自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。	
（自転車道） **第10条**　自動車及び自転車の交通量が多い第３種（第４級及び第５級を除く。次項において同じ。）又は第４種（第３級及び第４級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が１時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	（自転車道） **第10条**　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路で設計速度が１時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
３～５　（略）	３～５　（略）
（自転車歩行者道） **第11条**　自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	（自転車歩行者道） **第11条**　自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２～４　（略）	２～４　（略）
（歩道） **第12条**　第４種（第４級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第３種（第５級を除く。）の道路（自転車歩行	（歩道） **第12条**　第４種（第４級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第３種（第５級を除く。）の道路（自転車歩行

者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第３種若しくは第４種第４級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２～５　(略)

(待避所)

第32条　第３種第５級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2)　(略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、５メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(区分が変更される道路の特例)

第41条　道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町村道とすることにより第３条(政令第３条第２項に係る部分に限る。)の規定による区分が変更されることとなるときは、政令第４条及び第12条並びに第３条(政令第３条第４項及び第５項に係る部分に限る。)、第４条、第５条第１項、第４項及び第７項、第７条第２項から第６項まで、第10項及び第12項、第８条第１項、第10条第１項及び第２項、第11条第３項、第12条第１項、第２項及び第４項、第14条第１項、第15条第１項、第18条、第19条、第20条第１項、第22条、第24条第２項、第25条第３項、第29条第３項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第３種若しくは第４種第４級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２～５　(略)

(待避所)

第32条　第３種第５級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2)　(略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、５メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(区分が変更される道路の特例)

第41条　道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町村道とすることにより第３条(政令第３条第２項に係る部分に限る。)の規定による区分が変更されることとなるときは、政令第４条及び第12条並びに第３条(政令第３条第４項及び第５項に係る部分に限る。)、第４条、第５条第１項、第４項及び第７項、第７条第２項から第６項まで、第10項及び第12項、第８条第１項、第11条第３項、第12条第１項、第２項及び第４項、第14条第１項、第15条第１項、第18条、第19条、第20条第１項、第22条、第24条第２項、第25条第３項、第29条第３項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第42条　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第４条、第５条第４項、第６項及び第７項、第６条、第８条、第８条の２第３項、第９条、第10条第３項、第11条第２項及び第３項、第12条第３項及び第４項、第14条第２項及び第３項、第17条から第24条まで、第25条第３項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	**第42条**　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第４条、第５条第４項、第６項及び第７項、第６条、第８条、第９条、第10条第３項、第11条第２項及び第３項、第12条第３項及び第４項、第14条第２項及び第３項、第17条から第24条まで、第25条第３項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
２　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第４条、第５条第４項、第６項及び第７項、第６条、第７条第２項、第８条、第８条の２第３項、第９条、第10条第３項、第11条第２項及び第３項、第12条第３項及び第４項、第14条第２項及び第３項、第21条第１項、第23条第２項、第25条第３項、次条第１項及び第２項並びに第44条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	２　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第４条、第５条第４項、第６項及び第７項、第６条、第７条第２項、第８条、第９条、第10条第３項、第11条第２項及び第３項、第12条第３項及び第４項、第14条第２項及び第３項、第21条第１項、第23条第２項、第25条第３項、次条第１項及び第２項並びに第44条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
第44条　（略）	**第44条**　（略）
（歩行者利便増進道路） **第44条の２**　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。 ２　前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。 ３　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動	

等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第３種又は第４種の県が管理する県道については、この条例による改正後の新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例第８条の２並びに第10条第１項及び第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新潟県条例第36号

新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例

新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の22第１項並びに法第25条の30第１項において準用する法第７条第２項及び法第21条第２項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の10第１項並びに法第25条の18第１項において準用する法第７条第２項及び法第21条第２項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置等） **第２条**　法第25条の22第１項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。 （略）	（設置等） **第２条**　法第25条の10第１項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。 （略）
（構造の基準） **第３条**　法第25条の30第１項において準用する法第７条第２項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第７条までに定めるところによる。	（構造の基準） **第３条**　法第25条の18第１項において準用する法第７条第２項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第７条までに定めるところによる。
（終末処理場の維持管理） **第８条**　法第25条の30第１項において準用する法第21条第２項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)～(6)　（略）	（終末処理場の維持管理） **第８条**　法第25条の18第１項において準用する法第21条第２項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)～(6)　（略）

附　則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第37号

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（信号機に関する基準） **第２条**　信号機に関する法第36条第２項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 (1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第２条第４項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの ア　人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの<u>（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</u> イ・ウ　（略） (2)　（略）	（信号機に関する基準） **第２条**　信号機に関する法第36条第２項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 (1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第２条第４項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの ア　人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの イ・ウ　（略） (2)　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。